

防災・危機管理調査特別委員会資料

(平成25年3月21日)

[件名]

市町村における業務継続計画（BCP）の策定状況について

(地域づくり支援局自治振興課)

企 画 部

市町村における業務継続計画（BCP）の策定状況について

平成25年3月21日
地域づくり支援局自治振興課

県内の19市町村及び3組合（一部事務組合、広域連合）の計22団体においては、鳥取県版業務継続計画（BCP）の一環として、共同して業務継続計画（BCP）の策定に取り組んできたところですが、以下のとおり、平成24年度末までに全団体で策定を完了する見込みですので御報告します。

市町村BCPの策定（見込）状況

（平成25年3月18日時点）

団体名		策定済	H24年度 策定見込	策定（見込）年月日	備考
市 部	鳥取市		○	平成25年3月28日(予定)	
	米子市	○		平成25年3月11日	
	倉吉市	○		平成25年1月18日	
	境港市	○		平成25年1月22日	
美 郷 郡	岩美町		○	平成25年3月27日(予定)	
八 頭 郡	若桜町		○	平成25年3月27日(予定)	
	智頭町	○		平成25年3月15日	
	八頭町	○		平成24年12月3日	
東 伯 郡	三朝町	○		平成25年2月18日	
	湯梨浜町		○	平成25年3月26日(予定)	
	琴浦町	○		平成25年3月12日	
	北栄町	○		平成25年3月6日	
西 伯 郡	日吉津村	○		平成25年3月7日	
	大山町	○		平成25年2月27日	
	南部町		○	平成25年3月27日(予定)	
	伯耆町		○	平成25年3月29日(予定)	
日 野 郡	日南町		○	平成25年3月28日(予定)	
	日野町		○	平成25年3月28日(予定)	
	江府町		○	平成25年3月25日(予定)	
組 合	鳥取県東部広域行政管理組合	○		平成25年3月14日	
	鳥取県西部広域行政管理組合	○		平成24年12月27日	
	鳥取中部ふるさと広域連合	○		平成24年11月26日	
計22団体		13団体	9団体		

<参考>市町村BCP策定の主な経緯

年月日	主な取組み
H23年8月30日	第1回鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議 ・県内の企業、医療・福祉施設、県、市町村が連携しながらBCP策定を推進していくことを合意
H23年10月17日	市町村等総務担当課長会議 ・市町村BCPの策定について協議
H24年1月12日	第1回市町村BCPワーキンググループ（全体会） ・市町村等BCPの策定の組織、手順、スケジュール等を決定
H24年5月28日 ～29日	第2回市町村BCPワーキンググループ（東部・中部・西部地区部会） ・BCPに係る課題事項、調整事項及び疑問点等について協議
H24年8月29日 ～30日	第3回市町村BCPワーキンググループ（東部・中部・西部地区部会） ・共同検討を終了 →9月以降、各団体ごとにBCPを策定



市町村BCP（業務継続計画）標準型の骨子

(H24年3月30日送付、6月29日補足)

項目	概要
第1部 基本事項	
1 BCPとは	・BCPとは、災害時優先業務を実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源の確保・配分等を定めることにより、災害発生後の業務立上げ時間短縮、発災直後の業務レベル向上を図る計画
2 BCPの目的と目標	・最終的な目的：災害時優先業務を最大限迅速、効果的に実施し、災害時における被害（特に人的被害）を最小限にとどめること ・具体的な目標：災害で施設、人員などに制約が生じる中で、「何を、いつ、どうやって行うか」を、あらかじめ、具体的に計画すること
3 BCPの基本方針	・災害時優先業務への集中 ・一元的な災害時優先業務の実施及び資源の確保 ・業務継続体制の整備
4 BCPの位置づけ	・地域防災計画の実効性を担保するほか、通常業務の継続も計画 ・鳥取県版BCPの一環として、他機関のBCPと連携
5 BCPの対象	・組織：市（町村）長部局、各種委員（会）事務局、議会事務局、公営企業等（除・病院、国民宿舎） ・職員：対象組織に勤務する全職員 ・業務：災害時優先業務（詳細は第3部のとおり） ・期間：災害の発生から緊急対応が落ち着くまでの期間（概ね1か月）
6 用語の定義	・用語の解説、意味の統一
第2部 災害時の被害、状況及び課題	
1 災害及び被害の基本的な考え方	・鳥取県版BCP共通の考え方を基本としつつ、より各市町村の実態に応じた実効的な計画とするための補足を行う
2 災害時の状況及び課題	（災害発生の際、各市町村において懸念される状況、課題等を記載）
第3部 災害時優先業務	
1 「災害時優先業務」とは	・災害時優先業務 大規模な災害が発生した際に優先して行う必要がある業務 ①通常業務のうち「継続業務」 ②「応急業務」 ア 「災害応急対策業務」 イ 「災害復旧・復興業務」のうち優先度が高い復旧業務 ウ 「発災後新たに発生する業務」のうち優先度が高い業務
2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方	・継続が不可欠な業務の分野 ①住民の生命・身体を守る業務 ②住民生活を守る業務 ③社会活動機能を維持、早期復旧する業務 ④上記①～③の業務継続に必要な体制及び資源を確保、活用する業務 ・「優先度が高い業務」を判断する基準 住民の生命・身体への影響、住民生活及び社会活動への影響から考えて、1か月以内に特定の水準まで復旧することが必要不可欠な業務

項目	概要
3 災害時優先業務一覧 ①災害時優先業務項目表 ②災害時優先業務・業務継続体制表	(災害時優先業務と縮小・休止する通常業務を区分) (業務内容、業務開始等の目標時期、必要な資源、注意事項、関係機関及び連携ポイント(情報共有、応援要請、受援の時期等)などを記載)
第4部 業務継続体制	
1 組織及び活動 ①市町村の組織及び活動 ②関係機関との連携 ----- 2 資源 ①人的資源 ア 市町村職員 イ 関係機関応援職員等 ②物的資源 ア 施設 イ 資機材 ウ 物品、用品 ③会計 ④情報	(災害時における市町村等の組織体制、権限及びその委譲等を記載) (災害時優先業務に必要な資源の市町村対策本部における一元的な確保、配分等について記載) (災害時優先業務の実施及び必要な資源の確保について、「鳥取県版業務継続計画」に基づき関係機関と連携、協力して実施することを記載。) (職員の安否確認、参集、再配置、活動及び活動支援について記載) (関係機関(他市町村、県、国。消防、警察、自衛隊。ボランティアなど)職員等の応援要請、受援等について記載) (資源の現状、課題、災害時の対応、平常時の事前対策等を記載) (庁舎等(電気、上下水道、通信、情報システム等を含む)) (車両、災害応急作業用資機材等(燃料、部品等を含む)) (事務機器、食糧、飲料水、安全衛生保護具、医薬品、トイレ、暖房器具等) (災害時における必要な予算及び資金の確保、会計処理(例外手続き等)について記載) (災害時優先業務を実施するために必要な情報の収集・提供について基本的な方針及び誰が、どのようなルート、手順及び手段で決定、実施するかを記載)
第5部 その他	
1 業務継続力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPに基づき業務継続体制を整備、強化するとともに、BCPについても検証、見直しを行うこと ・災害時の活動について、あらかじめ住民・関係機関へ周知すること
2 資料集	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関連絡先、資源一覧